

平成30年度第1回三重県障害者自立支援協議会 概要

日時 平成30年10月23日(金) 13:30~16:10

場所 三重県勤労者福祉会館5階 第2教室

1 報告

(1) 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の推進等について

本年10月に施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の推進等について報告を行い、委員の皆様の情報共有とご意見をいただいた。

(委員から)

- ・条例のチラシが県のホームページで公開されているが、県庁内すべてで共有されているのか。
- ・合理的配慮というのであれば、障がい児の教育は特別支援学級ではなく、普通学級で行っていくべき。
- ・合理的配慮は大切だと思うが、人によってそのとらえ方も違う。意見の溝があったときはどうするのか。

(2) 精神障がいに関する啓発について

精神障がいへの理解を促進するため、県で展開している啓発活動について、委員の皆様へ情報共有を行った。

(3) 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進捗状況について

「みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成27年度~平成29年度)」について、進捗状況を報告し、委員の皆様へ情報共有とご意見をいただいた。

(委員から)

- ・障がい者が安心して一人暮らしができるよういろいろな体験や訓練ができるとよい。
- ・障がい者雇用に関して、県南部では障がい者が実習を受けられる事業所が少ない。過疎エリアを意識して重点的に取組を進めてほしい。
- ・福祉避難所の登録は福祉施設ばかりで学校では少ない。福祉避難所の登録を教育現場に広めるための情報提供を行ってほしい。
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりに関して、飲食店や個人病院で段差があるなどバリアフリーが進んでいないところがあるので、障がい者が外出しやすくしてほしい。
- ・グループホームを増やせないことが、地域移行が進まない原因であると思う。

(4) 障害福祉サービス等情報公表制度について

本年4月に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正す

る法律において新たに創設された障害福祉サービス事業所等に関する情報公表制度の報告を行い、委員の皆様の情報共有とご意見をいただいた。

(委員から)

- ・わかりやすくまとめて冊子にしてもらえると自分で情報を探しやすい。

2 議題

(1) 地域の相談支援体制の課題と対応について

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保を図るだけでなく、乳幼児期、学齢期、成年期など各ライフステージにおいて途切れのない相談支援体制の提供が不可欠である。

国においては、より障がい者に身近な市町において相談支援体制を整備するとともに、広域的・専門的な相談支援体制の整備については都道府県がその役割を担うこととされ、市町と都道府県の役割分担による重層的な相談支援体制の構築が求められている。

こうしたなかで、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターや、障がい者の重度化・高齢化等に対応した地域生活支援拠点、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなどの整備も進められているが、相談支援体制の整備を進めていくなかで、さまざまな課題も散見されるところである。

今回の協議会では、相談支援体制の整備を取り巻く現状を踏まえ、今後、相談支援体制の整備において取り組むべき方向性や、望むこと、考え方など、具体的なご意見と協議会として共有すべきことについてご意見をいただいた。

(委員から)

- ・だれでも気軽に相談ができ、便利なところに相談機関があれば安心して生活できると思う。
- ・エンパワーメントが不十分である。
- ・相談機関の情報が地域の人に届いていないので、その間をとりもってコーディネートしてくれる人が必要。
- ・計画相談のように基幹相談支援センターの職員にもスキルアップの場が必要。
- ・基幹相談支援センターがコミュニティソーシャルワークを担う機関であるとの情報伝達がされることが必要。
- ・地域生活支援拠点を整備していくにあたり、それを担う市町の職員がどのように整備していくべきか学習機会を提供する必要がある。
- ・基幹相談支援センターの設置にあたっては、9圏域の市町と相談支援事業所が一堂に会して情報交換するなどの機会がほしい。また、基幹相談支援センターが設置されている場合はそのセンターの評価や他の圏域との情報交換ができる機会があるとよい。
- ・地域生活支援拠点の整備について、市町だけでなく地域の相談支援事業所も含めて情報を共有する場を設けるなど県として進捗管理をしてもらいたい。

平成30年度三重県障害者自立支援協議会委員

	氏名	区別		所 属
1	吉村 賀世子	相談支援	精神	医療法人社団橘会 多度あやめ病院
2	中村 弘樹		3障害	障がい者総合相談支援センターそういん 障害者就業・生活支援センターそういん
3	堀口 佳子		知的	三重県自閉症・発達障害支援センター れんげ
4	高村 純子		身体	独立行政法人国立病院機構三重病院 重症心身障害児者相談支援
5	森 由美		身体	三重県身体障害者総合福祉センター
6	豊田 悦子	サービス 事業者	身体・知的	社会福祉法人朋友 アクティブ鈴鹿
7	池田 修一		身体・知的	社会福祉法人聖マッテヤ会 障害者支援施設聖マッテヤ心豊苑
8	中川 義文		障害児	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会 鈴鹿市療育センター
9	水井 正幸		精神	社会福祉法人友睦 工房T&T
10	藤波 恵子	保健医療	-	公益社団法人三重県看護協会 ナーシングヒルなでしこ
11	越知 ひとみ	教育	-	特別支援学校教頭会 (杉の子・石薬師分校)
12	山本 容江	企業	-	ヤナセメディケアグループ
13	高尾 和宏	団体	-	小規模福祉施設協議会 (工房やまの風)
14	種村 奈代子	障がい者 当事者		ピアサポートみえ
15	伊藤 久美子			スタジオ・ピア
16	水谷 友香			特別支援学校 聖母の家学園
17	田中 敦	行政	-	四日市市健康福祉部障害福祉課
18	藤川 健		-	玉城町保健福祉課
19	長友 薫輝	学識	-	三重短期大学 生活科学科
20	市川 知律	その他	-	有限会社 With A Will

スーパーバイザー

	氏名	圏域	所属
1	中村 弘樹	桑員	障がい者総合相談支援センターそういん 障害者就業・生活支援センターそういん
2	田中 宏幸	四日市	田中宏幸社会福祉事務所
3	中川 義文	鈴鹿・亀山	鈴鹿市療育センター
4	市川 知律	津	有限会社 With A Will
5	天満 衛	伊勢志摩	ふくし・くらしグループ合同会社
6	市川 知恵子	伊賀	社会福祉法人名張育成会
7	森 徹雄	伊賀	社会福祉法人名張育成会

事務局

		所属	電話番号
1		子ども・福祉部障がい福祉課 生活支援班	059-224-2215
2		子ども・福祉部障がい福祉課 サービス支援班	059-224-2266
3		子ども・福祉部障がい福祉課 社会参加班	059-224-2274
4		医療保健部健康づくり課 精神保健福祉班	059-224-2273
5		障害者相談支援センター 地域支援課	059-236-0403
6		こころの健康センター	059-223-5243

平成30年度 第1回三重県障害者自立支援協議会事項書

日時：平成30年10月23日(火)13:30～16:00

場所：三重県勤労者福祉会館5階 第2教室

1 あいさつ

2 報告

(1) 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の推進等について【資料1】

(2) 精神障がいに関する啓発について【資料2】

(3) 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進捗状況について【資料3】

(4) 障害福祉サービス等情報公表制度について【資料4】

3 議題

(1) 地域の相談支援体制の課題と対応について【資料5】

4 その他

三重県障害者施策推進協議会委員 様

資料1(1～22頁)及び資料3(29～44頁)については、時点修正した資料を本日の施策推進協議会で配付していますので、この資料中への添付は省略しています。

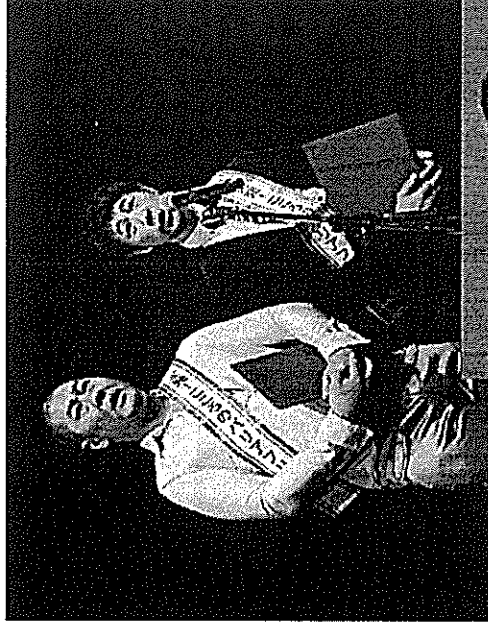
資料 2

報告

精神障がいに関する啓発について

～精神障がい者の啓発・エンパワメント 啓発① みえ発！こころのバリアフリー大使

精神障がい当事者芸人「松本
ハウス」、アルコール依存症患者
家族「露の真」に委嘱。
学校、病院、地域で啓発パ
フォーマンスを行っています。



【平成29年度】

県立桑名北高校、伊勢市、鈴鹿市、
津市で啓発パフォーマンス

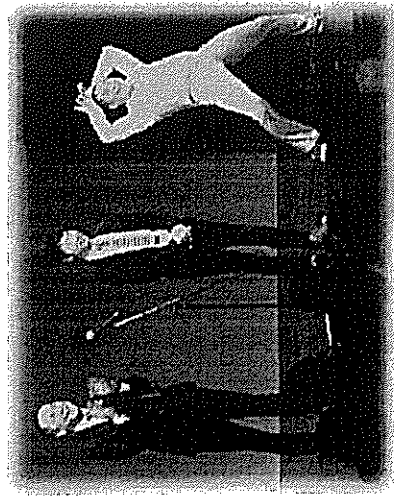
【平成30年度】

三重県精神保健福祉会で啓発パフォー
マンス

啓発② お笑いところサミット

精神障がい当事者の方々が、実行委員会を作り、企画、運営、出演を行っている当事者の祭典です。

平成27年度に第1回開催。
今年度で4回めの開催となります。



第4回お笑いところサミット

日時：平成31年1月14日(月・祝)13:00～

場所：三重県男女共同参画センター多目的ホール

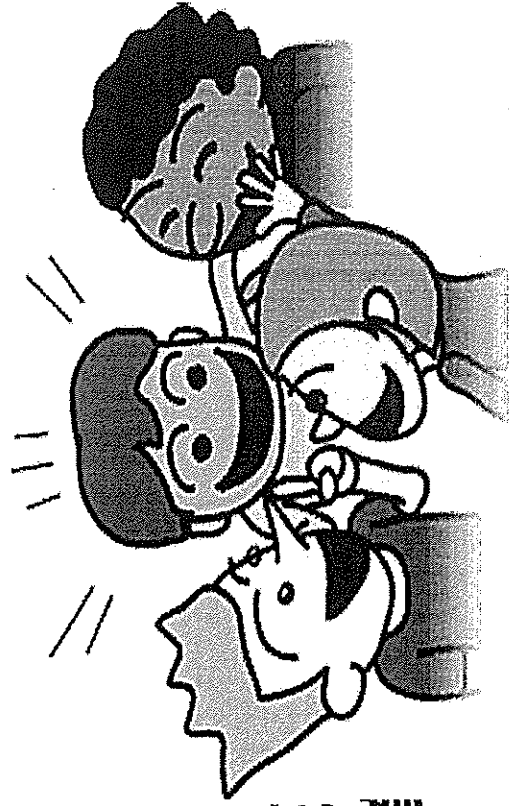
内容：当事者劇団×よしもと芸人によるコラボ新喜劇

躁鬱芸人石野桜子×竹内義和トークショー など

EPM ピアネットカフェ

精神障がい当事者の方々の仲間づくりの場の提供、
ピア活動の紹介などを目的
として、定期的を開催して
います。

今年度は、津、四日市、鈴鹿
で開催予定。(津は9月に開催
済)



昨年度は、よしもと当事者芸
人トランシユスターにも
参加いただき、体験談なども
語ってもらいました。

資料 4

障害福祉サービス等情報公表制度について

障害福祉サービス等情報公表制度について

1 趣旨

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みが創設された。

2 実施主体

情報公表制度の事務の実施主体は、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った都道府県知事等とする。

ただし、市町村長から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市町村を管轄する都道府県知事とする。

3 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

4 障害福祉サービス等情報の具体的内容

障害福祉サービス等情報の具体的な内容は、別添1 基本情報及び別添2 運営情報のとおりとする。

■基本情報

(例) 事業所等の所在地、従業員数、営業時間、事業所の事業内容 等

■運営情報

障害福祉サービス等に関する具体的な取組の状況

(例) 関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理等の取組状況 等

5 報告の対象となる事業者

平成30年4月1日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

なお、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

6 報告の方法及び公表

障害福祉サービス等情報の報告については、独立行政法人福祉医療機構(WAMNET)が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を利用し行う。

- (1) 事業者に対し、情報公表システムからログインID・パスワードが通知される。
- (2) 事業者はID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所(サービス)毎に事業所詳細情報を入力する。
- (3) 事業者は入力内容を確認後、情報公表システムを通じて都道府県等に報告する。
- (4) 都道府県等担当者が申請内容を確認し、以下の手続きを行う。
 - ・内容に不足等があれば差し戻しする。(事業者は修正の上、再度報告する。)
 - ・内容に特段問題がなければ承認する。
- (5) 都道府県等による承認後、報告内容がWAMNETに公表される。

公表は申請内容を確認し特段問題のない事業所から順次行っている。

10月以降、公表された事業所については、独立行政法人福祉医療機構(WAMNET)が運営する「障害福祉サービス等情報検索」(インターネット)において閲覧することができる。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム
別表第二	基本情報
一 事業所等を運営する法人等に関する事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項
イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先 <ul style="list-style-type: none"> 法人等の種類 法人等の名称 法人番号 法人等の主たる事務所の所在地(〒) 電話番号 FAX番号 ホームページ(URL)
ロ 法人等の代表者の氏名及び職名	法人等の代表者の氏名及び職名 <ul style="list-style-type: none"> 氏名 職名
ハ 法人等の設立年月日	法人等の設立年月日
ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス	法人等が都道府県内で実施するサービス <ul style="list-style-type: none"> サービスの種類 か所数 主な事業所等の名称 所在地
ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項	
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 <ul style="list-style-type: none"> 事業所等の名称 事業所等の所在地 市区町村コード 電話番号 FAX番号 E-mail ホームページ(URL)
ロ 事業所番号	従たる事業所の有無 <ul style="list-style-type: none"> 所在地
ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名	指定事業所番号 <ul style="list-style-type: none"> 事業所等の管理者の氏名及び職名 <ul style="list-style-type: none"> 氏名 職名
ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 <ul style="list-style-type: none"> 事業の開始(予定)年月日 指定の年月日 指定の更新年月日
ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業所等までの主な利用交通手段
ヘ 事業所等の財務状況	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) <ul style="list-style-type: none"> 事業活動計算書(損益計算書) 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) 貸借対照表(バランスシート)
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録障害福祉サービス事業者サービス別の項目(別紙参照)

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
イ 職種別の従業者の数 ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等	職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等 ・突人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用突人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用突人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無
ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経過年数等	従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経過年数等 ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経過年数別の人数
ニ 従業者の健康診断の実施状況	従業者の健康診断の実施状況
ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況	従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況 ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動課題従業者養成研修課程の修了者数
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目(別紙参照)
四 サービスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
イ 事業所等の運営に関する方針	事業所等の運営に関する方針
ロ 当該報告に係るサービスの内容等	サービスを提供している日時
	・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間
	事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域
	サービスの内容等
	・主たる対象とする障害の種類
	・利用者の送迎の実施
	・協力医療機関
	・利用定員
	・利用突人員
	・サービス等報酬の加算状況
	・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制
	サービスを提供する事業所、設備等の状況
	・建物の構造
	・送迎車両の有無
	・便所の設置数
	・浴室の設備の状況
	・消火設備等の状況
	・防犯システム、機器の状況
	・バリアフリーの対応状況
	・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人数(区分別) <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の加入状況 <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容 <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 <p>サービス別の項目(別紙参照)</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
<p>六 その他知道府県知事が必要と認める事項</p>	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム
別表第二	運用情報
第一 サービスの内容に関する事項	6. 事業所等運営の状況
<p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利保護等のために講じている措置</p> <p>イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <p>イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <p>イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <p>イ 相談支援専門員等との連携の状況</p> <p>ロ 主治の医師等との連携の状況</p>	<p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利保護等のために講じている措置</p> <p>・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <p>・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <p>・相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <p>・サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</p> <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <p>・相談支援専門員等との連携の状況</p> <p>・主治の医師等との連携の状況</p>
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
<p>一 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>ロ 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>	<p>適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>・計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>・事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>・安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>・個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	ホームページ
別表第二	基本情報
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 運営形態</p> <p>【生活介護】 運営規程上の開所日数(年間)</p> <p>【短期入所】 報酬区分</p> <p>【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型</p> <p>【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地</p> <p>全共同生活住居数</p> <p>全共同生活住居の定員数(合計)</p> <p>各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数</p> <p>【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】 訪問による訓練の実施の有無</p> <p>【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況(財務諸表等)による直近年度の決算資料</p> <p>就労支援事業事業活動計算書</p> <p>就労支援事業別事業活動明細書</p> <p>【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無</p>
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>ハ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行支援、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無</p> <p>【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無</p> <p>【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制</p> <p>施設名(共同生活援助のみ)</p> <p>夜勤の職員数</p> <p>宿直の職員数</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【施設入所支援】 ユニットケアの有無</p> <p>【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無</p> <p>【生活介護】</p> <p>創作活動の実施状況の有無</p> <p>生産活動の実施状況の有無</p> <p>平均工賃(月額)</p> <p>【短期入所】 長期利用者数</p>

【共同生活援助】
新規入居者数
退居者数
うち一人暮らしへの移行者数
入居者の主な日中活動の場
入居者の平均年齢
最高齢者の年齢
最年少者の年齢
個人単位居宅介護利用者の数
【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数
【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容
【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数
【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場
【就労移行支援、就労継続支援A・B型】
一般就労への移行者数(移行率)
一般就労先での定着者数(定着率)
【就労移行支援】
一般就労までの平均利用期間
訓練中の怪我等に対する保険の有無
一般就労への移行後の定期的な支援の有無
【就労継続支援A型】
主な生産活動の内容
利用者数
平均賃金
社会保険の加入の有無
昇給の有無
賞与の有無
退職手当の有無
生産活動収入(年間売上高)
生産活動経費
賃金支払総額
平均労働時間
離職者数
【就労継続支援B型】
主な生産活動の内容
平均工賃
生産活動収入(年間売上高)
生産活動経費
工賃支払総額
退所者数
訓練中の怪我等に対する保険の有無
【就労定着支援】 過去3年の職場定着率(支援開始後)
【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無
【児童発達支援】
児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数
併行通園先との連携の有無

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	ホームページ
	【放課後等デイサービス】
	放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
	学校との連携の有無
	【福祉型・医療型障害児入所施設】
	小規模グループケアの実施の有無
	【地域相談支援(地域移行支援)】
	利用期間が6か月を超える利用者の数
	地域生活への移行者数
	宿泊支援の設備の有無
	【地域相談支援(地域定着支援)】
	利用期間が1年を超える利用者の数
	一時的な滞在による支援を行う場所の有無



ホーム

お知らせ

[H30.9.28更新] 障害福祉サービス等情報公表検索サイトの運用を開始しました。
 (本サイトの運用開始に伴い、旧サイト「障害福祉サービス事業所情報」の運用は終了し、平成30年12月末に閉鎖を予定しています。)
 ・地図の位置情報につきましては、反映されるまでに時間がかかることがあります。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

事業所情報の新着情報はこちら

北海道

青森

秋田 岩手

宮城

山形

新潟 福島

長野 群馬 栃木

石川

富山 山梨 埼玉 茨城

京都 滋賀 福井

山口

兵庫

徳島 香川 岡山 広島 佐賀 福岡

大阪 奈良

岐阜 静岡 東京

熊本 大分

愛媛 香川

和歌山

三重 神奈川

鹿児島 宮崎

高知 徳島

システムログイン 関係連絡板

住所から探す

例:東京都港区

検索



法人名から探す

例:社会福祉法人〇〇

検索



事業所名から探す

例:〇〇ホーム

検索

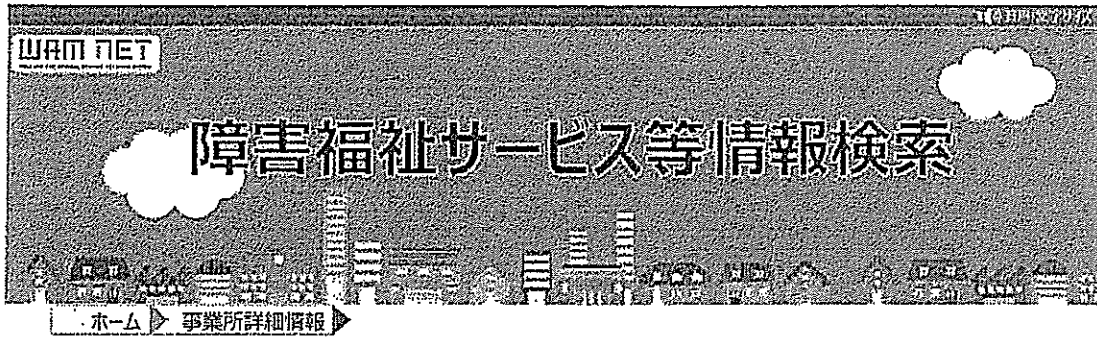


事業所番号から探す

例:1234567890

検索

123



事業所詳細情報

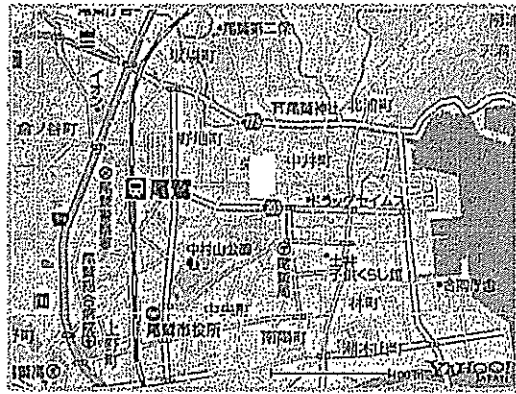


計画相談支援

相談支援事業所

事業所等の運営に関する方針

利用者の意向及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な事業の提供を確保することを目的とする。



住所

定休日

電話

FAX

サービスを提供する地域

自治体名

三重県

事業所番号

主たる・従たる事業所

従たる事業所ありません

法人が実施する他の障害福祉サービス等

訪問系サービス	居宅介護	---
日中活動系サービス	居宅訪問介護	---
施設系サービス	行動支援	---
居住系サービス	身体障害者等包括支援	---
訓練系・就労系サービス	同行支援	---
障害児通所系サービス		
障害児入所系サービス		
相談系サービス		

事業所詳細情報

法人等 事業所等 従業者 サービス内容 利用料等 事業所運営

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の種類

法人等の名称（ふりがな）

法人等の名称

法人番号

法人等の主たる事務所の所在地

法人等の連絡先 電話番号

法人等の連絡先 FAX番号

ホームページ(URL)



議題

地域の相談支援体制の課題と対応について

重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

平成29年度設置市町村数:518
設置個所数:544
(一部共同設置)

基幹相談支援センター

相談支援
事業者

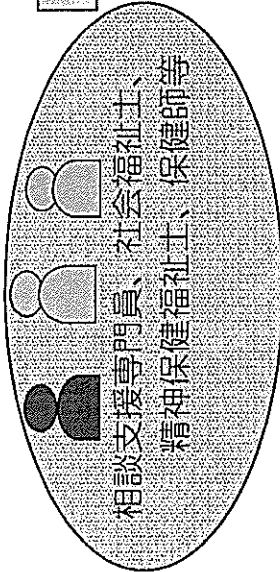
総合相談・専門相談

障害の種別や各種ニーズに対応する

- ・ 総合的な相談支援(3障害対応)の実施
- ・ 専門的な相談支援の実施

権利擁護・虐待防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。



地域移行・地域定着

- ・ 入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・ 地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・ 相談支援事業者の人材育成
- ・ 相談機関との連携強化の取組

相談支援
事業者

児童発達
支援センター
(相談支援事業者)

運営委託等

協議会

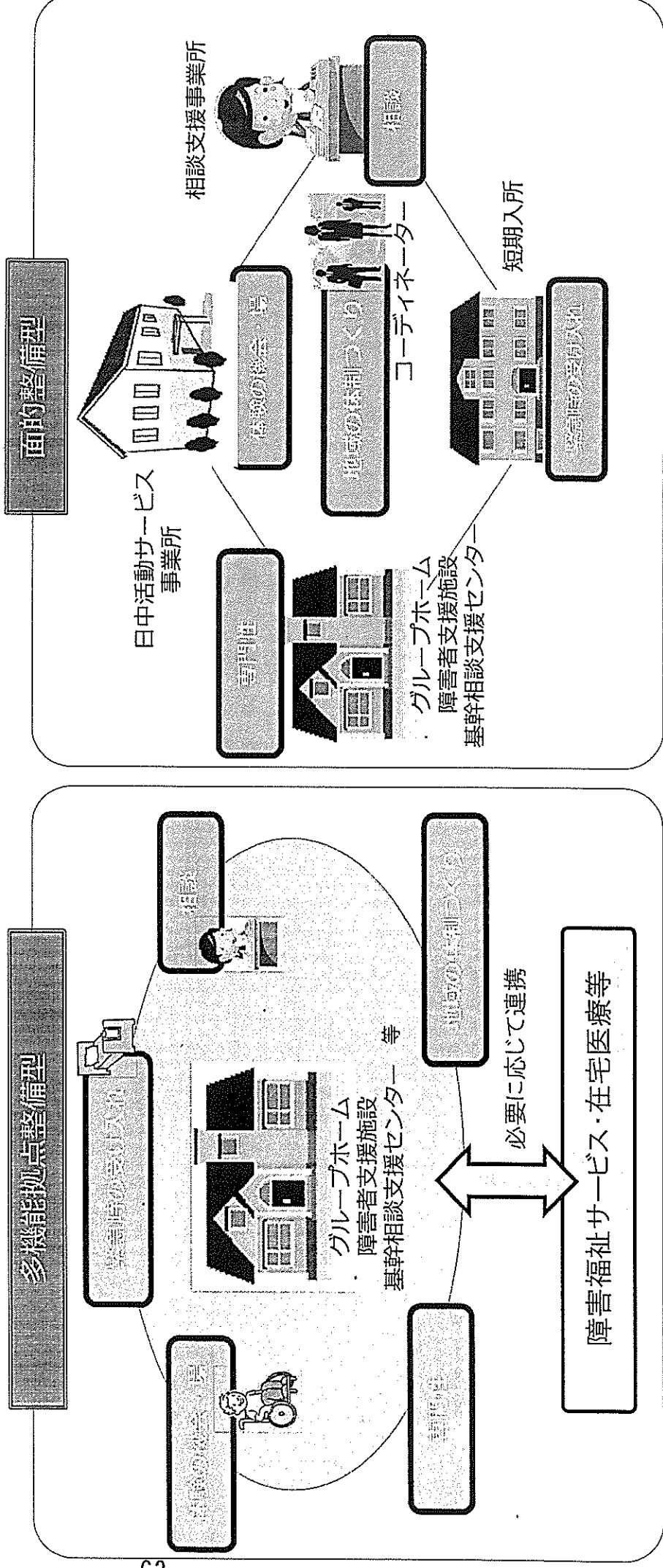
(出典) 厚生労働省 資料

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

趣旨

平成29年7月7日

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。

- ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。

※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的には必要時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならぬ。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。

- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。
(拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要)

【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。

- 効果的な運営の継続
 - ・ 市町村の定期的な評価
 - ・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

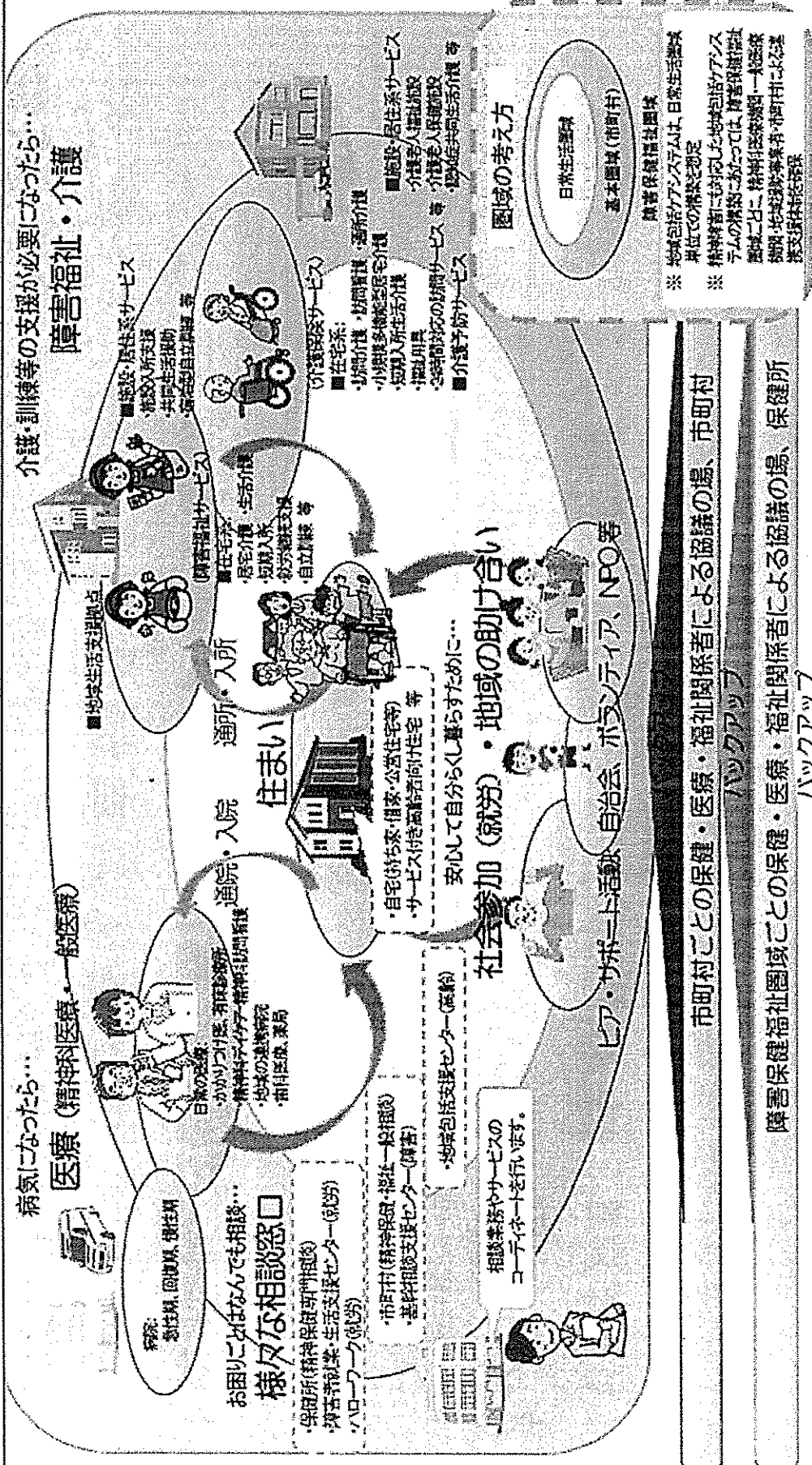
【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



精神障がい者地域移行・地域定着支援事業と 地域包括ケアシステムとの同じところ、違うところ

双方とも、精神障がい者を地域で支援するという考
え方は同じ。

しかし、**地域生活移行・地域定着支援**は

精神科病院 → 地域 への単一的な流れ

これに対し、**地域包括ケアシステム**は

地域で生活する高齢者（精神障がい者）が、
状態が悪化すれば、地域→入院の流れがあ
ることが想定されている。（ただし、一定の治
療が終われば地域に戻る。）

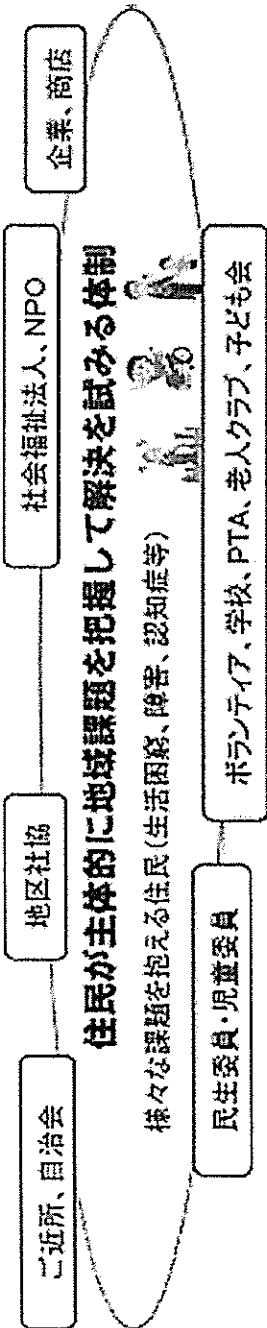
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成30年度予算案 26億円

実施主体：市町村(150か所程度) 都道府県可
(前年度予算額 20億円(100か所程度))

(1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4)

- 住民の身近な領域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、雇業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

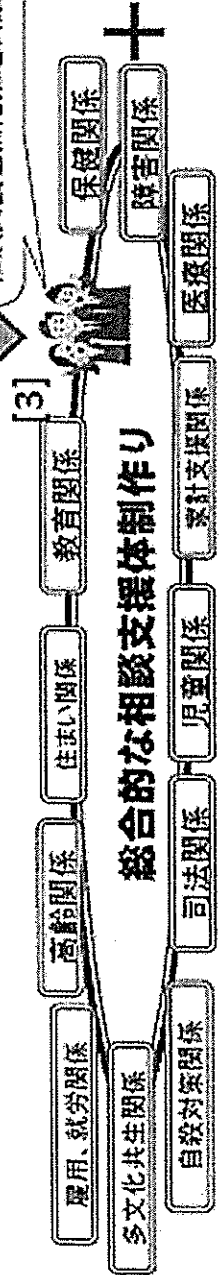
住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

- [1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ
- [2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場 (※)
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓蒙の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な領域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制制作りの推進。

*下枠部分は平成30年度新装

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関の初回→1回の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

住民に身近な領域

市町村域等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
- ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

〔高齢者を対象にした相談機関〕

地域包括支援センター

共生型
サービス

生活困窮
者支援

障害者

地域移行、地域生活支援

〔障害者を対象にした相談機関〕

基幹相談支援センター 等

子ども・子育て
家庭

〔子ども・子育て家庭を対象にした相談機関〕

地域子育て支援拠点

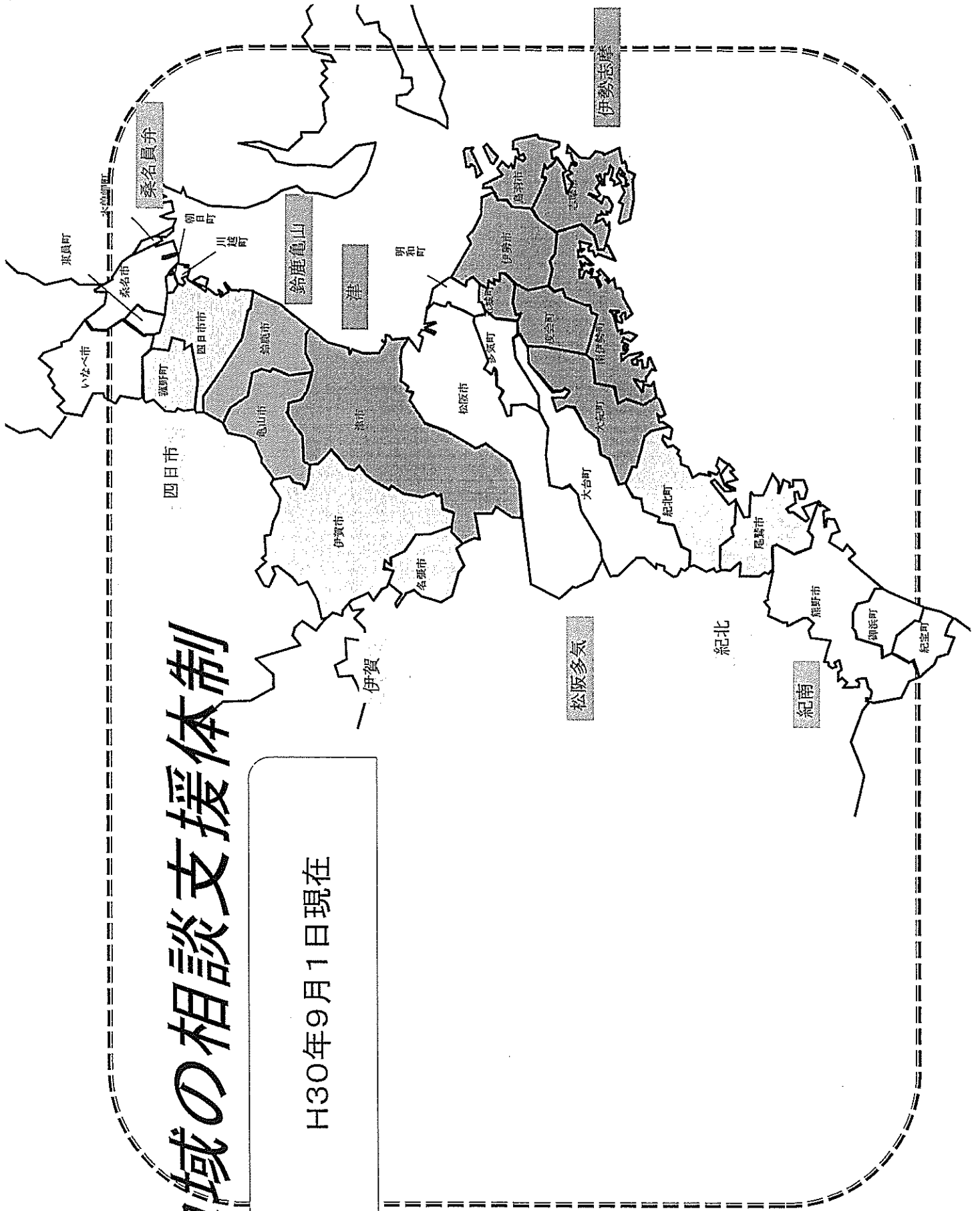
子育て世代包括支援センター
等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

地域の相談支援体制

H30年9月1日現在



県

桑員圏域

桑員圏域障害者就業・生活支援センター そういん

障がい児等療育相談支援事業
障がい者総合相談支援センター そういん

委託相談

桑名市

障がい者総合相談支援センター
そういん

木曽岬町

木曽岬町社会福祉協議会

いなべ市

いなべ市社協相談支援事業所
いなべ市障害者活動支援センター

東員町

員弁・東員分室

いずみ(知的)

東員町社会福祉協議会(身体)

市町

基幹相談支援センター

そういん(木曽岬町)

そういん
いなべ・東員分室
(いなべ市・東員町)

いずみ(東員町)

東員町社会福祉協議会(東員町)

特定相談支援/15カ所

障害児相談支援/14カ所

県

四日市
圏域

四日市障害者就業・生活支援
センター プラウ

障がい児等療育相談支援事業
相談支援事業所 陽だまり

委託相談

四日市市

朝日町

川越町

菰野町

相談支援事業所 ブルーム

障害者相談支援センター HANA

障害者相談支援センター ソシオ

相談支援事業所 陽だまり

四日市市障害者自立生活支援センター かがやき

市町

特定相談支援/28カ所

障害児相談支援/15カ所

障害者総合相談支援センターあい

* 鈴鹿市役所西館内/亀山総合保健福祉センター内

鈴鹿亀山
圏域

鈴鹿亀山障害者
就業・生活支援センター あい

障がい児等療育相談支援事業
障害者総合相談支援センターあい

鈴鹿市

亀山市

基幹相談支援センター

委託相談

3障害

県

市町

特定相談支援/14カ所

障害児相談支援/9カ所

県

市町

津市障がい者相談支援センター

津圏域

津地域障がい者
就業・生活支援センター ふらっと

障がい児等療育相談支援事業
三重県いなば園

委託相談

3障害

津市

委託相談

アンダンテ（精神）

特定相談支援/35カ所

障害児相談支援/22カ所

県

松阪圏域

松阪・多気地域障がい者
就業・生活支援センター Jマール

障がい児等療育相談支援事業
明和ねむの木

委託相談

松阪・多気地域障がい者総合相談センターマール
(3障害)

松阪市

多気相談支援センター(3障害)

多気町

相談支援事業所こだま(精神)

大台町

大台町身体障がい者・知的障がい者相談支援センター

直営

明和町障がい者生活支援センターここ(3障害)

明和町

特定相談支援/22カ所

障害児相談支援/19カ所

市町

県

伊勢志摩
圏域

伊勢志摩障害者
就業・生活支援センター ブレス

障がい児等療育相談支援事業
ブレス

委託相談

3障害

基幹相談支援センター

伊勢市障害者総合相談支援センター フクシア

伊勢市障害者西地域相談支援センター アルク

伊勢市障害者東地域相談支援センター リンク

伊勢市

志摩市障がい者相談支援センター こだま

志摩市

鳥羽市社会福祉協議会指定障害者
相談支援事業所 キ・ラ・ラ

鳥羽市

度会町障害者相談支援センター

度会町

障がい福祉サービス「フアイト」

南伊勢町

南伊勢町社会福祉協議会ふれあいなんどう

大紀町

大紀町地域包括支援センター

玉城町

直営

玉城町地域包括支援室

特定相談支援/22カ所

障害児相談支援/20カ所

市町

県

伊賀圏域

障がい者就業・生活支援センター
ジョブサポートハオ

障がい児等療育相談支援事業
いが児童発達支援センター

基幹相談支援センター

名張市

直営

基幹相談支援センター

伊賀市

直営

伊賀市障がい者支援センター

市町

特定相談支援/11カ所

障害児相談支援/6カ所

紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」—ゆい—

県

紀北圏域

障害者
就業・生活支援センター— 結

障がい児等療育相談支援事業

市町

尾鷲市

紀北町

基幹相談支援センター

委託相談
3障害

特定相談支援/2カ所 障害児相談支援/2カ所

紀南圏域障がい者総合相談支援センターあしすと

県

紀南圏域

紀南地域小規模障がい者
就業・生活支援センター Colors

障がい児等療育相談支援事業

市町

熊野市

御浜町

紀三町

委託相談
3障害

特定相談支援/11カ所 障害児相談支援/7カ所